◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta

# 緊急特集
# 相続開始前にM&Aによる買収予定価額が示されていた株式の評価について

## ～総則6項の適否が争われた東京地裁令和6年1月18日判決を踏まえて～

税理士　香取　稔（元高松国税不服審判所長・埼玉学園大学大学院客員教授）

## Ⅰ　はじめに

評価通達6《この通達の定めにより難い場合の評価》（以下「総則6項」という。）の適用に関して最高裁令和4年4月19日判決（以下「最高裁令和4年判決」という。）は、直接その適否を判断しなかったものの、相続財産の価額を評価通達に定める方法により評価した価額（以下「通達評価額」という。）を上回る価額で評価して課税処分を行うことは、「評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合」には違法性がない旨判示している。しかしながら、最高裁令和4年判決は、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」としてどのようなものが挙げられるかについて一般論として明示していなかった。

こうした中、非上場株式の評価について総則6項を適用した更正処分等の取消しを求めた訴訟において東京地裁令和6年1月18日判決（以下「本判決」という。）は、「相続財産となるべき株式売却に向けた交渉が相続開始前から進行しており、相続開始後に実際に相続開始前に合意されていた価格で売却することができ、かつ、当該価格が通達評価額を著しく超えていたという事実をもってしても、直ちに納税者側に不当ないし不公平な利益があるという評価をすることは相当でない」として、平等原則を理由に総則6項の適用を認めず、当該更正処分等を取り消した。

本判決は、課税庁が控訴したことから確定はしていないものの、本判決の判断プロセスは今後の総則6項の適用リスク等を検討する上で参考になると考えられることから、本稿では、本判決を踏まえた総則6項の適用の判断プロセスについて検討する。

## Ⅱ　本判決についての検討

### 1　事案の概要

納税者（以下「本件相続人ら」という。）は、被相続人（以下「本件被相続人」という。）から相続（以下「本件相続」という。）により取得したO社の株式（以下「本件相続株式」という。）を評価通達に定める類似業種比準方式により1株当たり8,186円（以下「本件通達評価額」という。）と算定して相続税を申告した。

これに対し、課税庁は、本件相続株式は本件被相続人の生前にV社との間で本件相続株式を含むO社の全株式を1株当たり105,068円（以

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ